

(平成23年1月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

厚生年金関係 7 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

福島厚生年金 事案 1019

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和39年12月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月6日から同年12月5日まで

私は、申立期間にはA社からB社（現在は、C社）に異動し、継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された回答書及び申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和39年12月5日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成7年11月8日から8年11月21日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年10月1日から4年10月1日まで
② 平成7年11月8日から8年11月21日まで

平成2年10月から3年9月までの期間及び4年10月から5年9月までの期間の標準報酬月額は53万円であるのに、申立期間①の標準報酬月額が28万円とされているのは納得できない。A社に勤務していた期間は、給与が毎年上がっていたはずなので、調べてほしい。

申立期間②については、B社に勤務していた期間の標準報酬月額が30万円から9万8,000円に減額されていることが分かったので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人が所持する平成7年12月分及び8年1月分の給与明細書によれば、申立人は、資格取得時に決定された標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、オンライン記録によれば、申立人のB社における標準報酬月額は、当初、申立人が主張するとおり、30万円と記録されていたところ、平成8年2月28日に、資格取得日である7年11月8日に遡及して14万2,000円に減額訂正された後、8年5月7日に、7年11月8日に遡及して9万8,000円に減額訂正されたことが確認できる上、同僚83人の標準報酬月額も、申立人と同様、資格取得日に遡及して数回にわたり減額訂正されたことが確認でき、その中には、資格喪失後に遡及訂正された者もみられる。

また、B社に係る厚生保険特別会計債権みなし消滅・債権消滅・不納欠損決議書によれば、平成8年6月から10年3月までの厚生年金保険料については、不納欠損として処分されていることが確認できる。

さらに、B社に係る商業登記簿謄本によれば、申立人は、同社の役員ではなく、同僚も、申立人は、社会保険手続等の業務に関与し得る立場ではなかった旨を述べている。

なお、申立期間②のうち平成8年10月1日から同年11月21日までの期間については、オンライン記録によれば、申立人の当該期間の標準報酬月額は、同年10月の定時決定の後の同年12月19日（申立人が資格喪失した平成8年11月21日の後）に9万8,000円として資格喪失処理と同時に処理されており、当該期間以前の標準報酬月額についても、前述の遡及訂正処理の結果と同額であることから、当該期間の標準報酬月額は、申立人が資格喪失した日（平成8年11月21日）までの間、同年5月7日に遡及訂正処理された標準報酬月額であり、事業主は、社会保険事務所に同年10月の定時決定に係る届出を行わず、社会保険事務所では、同年10月の定時決定による標準報酬月額を、同年5月7日に遡及訂正処理された標準報酬月額と同額（9万8,000円）と職権により決定した可能性は否定できない。

これらを総合的に判断すると、平成8年2月28日及び同年5月7日に行われた遡及訂正処理は事実上即したものと考へ難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は見当たらず、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、30万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間①については、厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の資料は無い上、A社は平成7年5月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、複数の同僚は、「厚生年金保険料については、総支給額ではなく基本給に基づく額を控除されていた。」と述べており、当時の社会保険事務担当者も、「控除額は定時決定された標準報酬月額に基づいて計算しており、届出と異なる額を控除することはなかった。」と述べている。

さらに、前述の同僚は、「給与は歩合制であり、月ごとに数十万円単位で給与額が変動することもまれではなかった。」と述べているところ、オンライン記録によれば、同僚の中には、毎年の定時決定時の標準報酬月額が、相当程度増減している者が複数確認できる上、遡及して標準報酬月額の訂正が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成16年7月1日から19年6月1日までの期間及び同年8月1日から同年9月1日までの期間に係る標準報酬月額記録については、16年7月及び同年8月は24万円、同年9月は26万円、同年10月から同年12月までは24万円、17年1月から同年8月までは26万円、同年9月から18年3月までは24万円、同年4月は22万円、同年5月から19年5月までは24万円、同年8月は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間のうち、平成19年9月1日から20年6月1日までの期間に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果24万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の17万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（17万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月1日から19年9月1日まで
② 平成19年9月1日から20年6月1日まで

私がA社に勤務した期間のうち、申立期間①については、厚生年金保険の標準報酬月額が給与額及び厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額より低い上、申立期間②については、同社の事後訂正の届出により記録

が訂正されたが、年金額の給付には反映されない記録となっているので、両期間の記録を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、標準報酬月額の変動について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書、A社から提出された源泉徴収簿及びB市が保管する住民税課税基礎資料において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、申立期間①のうち、平成16年7月及び同年8月は24万円、同年9月は26万円、同年10月から同年12月までは24万円、17年1月から同年8月までは26万円、同年9月から18年3月までは24万円、同年4月は22万円、同年5月から19年5月までは24万円、同年8月は24万円とすることが妥当である。

また、前述の給与支払明細書によれば、申立期間①のうち、平成19年6月及び同年7月については、オンライン記録上の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額を超えていることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前述の給与支払明細書、源泉徴収簿及び住民税課税基礎資料において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該資料において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、オンライン記録によれば、申立人の標準報酬月額は、申立期間②に係る政府の保険料徴収権が時効により消滅した後の平成22年7月6日に17万円から24万円に訂正されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（24万円）ではなく、訂正前に記録されていた標準報酬月額（17万円）となっている。

しかしながら、前述の給与支払明細書により、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できることから、申立人の標準

報酬月額については、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間②に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対して誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成14年12月1日から15年9月1日までの期間及び16年7月1日から19年9月1日までの期間に係る標準報酬月額の記事については、14年12月から15年8月までは28万円、16年7月から同年11月までは26万円、同年12月から17年8月までは28万円、同年9月から19年8月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間のうち、平成19年9月1日から20年6月1日までの期間に係る標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果28万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の18万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（18万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年8月1日から平成19年9月1日まで
② 平成19年9月1日から20年6月1日まで

私がA社に勤務した期間のうち、申立期間①については、厚生年金保険の標準報酬月額が給与額及び厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額より低い上、申立期間②については、同社の事後訂正の届出により記録が訂正されたが、年金額の給付には反映されない記録となっているので、

両期間の記録を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、標準報酬月額の変動について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書、A社から提出された源泉徴収簿及びB市が保管する住民税課税基礎資料において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、申立期間①のうち、平成14年12月から15年8月までは28万円、16年7月から同年11月までは26万円、同年12月から17年8月までは28万円、同年9月から19年8月までは26万円とすることが妥当である。

また、前述の住民税課税基礎資料によれば、申立期間①のうち、平成6年12月から14年11月までの期間及び15年9月から16年6月までの期間については、オンライン記録上の標準報酬月額が、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を超えている又は同額となっていることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

さらに、申立期間①のうち、昭和61年8月から平成6年11月までについては、厚生年金保険料控除額を確認できる給与支払明細書等の資料は無く、ほかに、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前述の給与支払明細書、源泉徴収簿及び住民税課税基礎資料において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該資料において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、オンライン記録によれば、申立人の標準報酬月額は、申立期間②に係る政府の保険料徴収権が時効により消滅した後の平成22年7月6日に18万円から28万円に訂正されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該

訂正届後の標準報酬月額（28万円）ではなく、訂正前に記録されていた標準報酬月額（18万円）となっている。

しかしながら、前述の給与支払明細書によれば、申立人は、その主張する標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できるところ、当該標準報酬月額と事後訂正のオンライン記録上の標準報酬月額が相違していることが認められる。

また、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、前述の給与支払明細書及び源泉徴収簿において確認できる厚生年金保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間②に係る報酬月額届出を社会保険事務所に対して誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

福島厚生年金 事案 1023

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和61年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和61年4月1日に、A社からC社（現在は、D社）に転勤した。単なる転勤であり、申立期間が厚生年金保険の空白期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された回答書及び昭和61年4月1日付けの異動辞令並びに申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和61年4月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和61年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和61年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保

険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成7年7月31日から同年10月1日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同年10月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

申立人の申立期間のうち、平成7年10月1日から9年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を、7年10月から8年9月までは32万円、同年10月から9年9月までは30万円に訂正することが必要である。

申立人は、申立期間のうち、平成9年10月1日から12年8月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額（平成9年10月から11年2月までは30万円、同年3月は26万円、同年4月から同年7月までは28万円、同年8月及び同年9月は24万円、同年10月及び同年11月は28万円、同年12月及び12年1月は24万円、同年2月は26万円、同年3月は24万円、同年4月は26万円、同年5月及び同年6月は24万円、同年7月は26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録をこれらの額に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年7月31日から同年10月1日まで
② 平成7年10月1日から12年8月1日まで

私は、昭和61年9月から平成12年7月までB社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①の厚生年金保険被保険者記録が無い。

また、申立期間②のオンライン記録上の標準報酬月額が、実際にもらっていた給与額よりも低くなっているため、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人に係る雇用保険の加入記録及び同僚の記憶により、申立人は、B社に勤務していたことが確認できる。

また、申立期間①当時、B社に勤務していた者は、関連会社のA社において厚生年金保険被保険者となっているところ、申立人に係るオンライン記録によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年8月21日）の後の平成7年10月5日に、申立人が同社において同年7月31日に資格喪失した旨の処理及び同年10月1日の標準報酬月額の定時決定の取消処理が行われたことが確認できる上、同僚77人についても、同年10月5日又は同年10月6日に、申立人と同様、同年7月31日に資格喪失した旨の処理及び同年10月1日の標準報酬月額の定時決定の取消処理が行われたことが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本によれば、同社は、申立期間①においても法人格を有し、適用事業所の要件を満たしていたと認められる上、申立人は、申立期間に係る給与明細書を所持していることから、社会保険事務所において、同社が適用事業所でなくなったとする処理、前述の資格喪失処理及び標準報酬月額の取消処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成7年7月31日に資格喪失した旨の処理は有効なものとは認められず、申立人のA社における資格喪失日は、申立人のB社における資格取得日と同日の同年10月1日であると認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における取消前のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

申立期間②のうち、平成7年10月1日から9年10月1日までの期間については、申立人に係るオンライン記録によれば、申立人のB社における標準報酬月額は、当初、申立人が主張するとおり、7年10月から8年9月までは32万円、同年10月から9年9月までは30万円と記録されていたところ、同年4月18日に、7年10月1日に遡って9万2,000円に引き下げられていることが確認できる上、同僚31人の標準報酬月額も、申立人と同様、9年4月18日に、当該同僚が被保険者資格を取得した日に遡って9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、B社の当時の事業主に照会を行ったところ、回答を得ることはできなかったものの、複数の同僚の証言から、当時、同社は、厚生年金保険料の納付に苦慮していたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、平成9年4月18日に行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えることが難しく、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処

理に合理的な理由は見当たらず、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、7年10月から8年9月までは32万円、同年10月から9年9月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、申立期間②のうち、平成9年10月1日から12年8月1日までの期間の標準報酬月額は、前述の遡及訂正処理が行われた日以降の最初の定時決定（平成9年10月1日）において9万2,000円と記録されているところ、当該記録については、前述の遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらないことから、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成9年10月から11年2月までは30万円、同年3月は26万円、同年4月から同年7月まで（平成11年6月を除く。）は28万円、同年8月及び同年9月は24万円、同年10月は28万円、同年12月及び12年1月は24万円、同年2月は26万円、同年3月は24万円、同年4月は26万円、同年5月及び同年6月は24万円、同年7月は26万円とすることが妥当である。

また、申立人は、平成11年6月及び同年11月の給与明細書を所持していないものの、申立人が所持するその前後の期間の給与明細書によれば、報酬月額に大きな変動は無く、厚生年金保険料控除額は同額であることから、同年6月及び同年11月の標準報酬月額については、その前後の期間と同額の28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前述の給与明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細書において判断できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和 61 年 1 月 31 日から同年 6 月 1 日までの期間について、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同年 6 月 1 日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、26 万円とすることが妥当である。

申立人の申立期間のうち、平成 7 年 7 月 31 日から同年 10 月 1 日までの期間について、申立人の B 社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同年 10 月 1 日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、24 万円とすることが妥当である。

申立人の申立期間のうち、平成 7 年 10 月 1 日から 9 年 10 月 1 日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を、24 万円に訂正することが必要である。

申立人は、申立期間のうち、平成 9 年 10 月 1 日から 10 年 5 月 9 日までの期間について、その主張する標準報酬月額（24 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を 24 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 1 月 31 日から同年 6 月 1 日まで
② 平成 7 年 7 月 31 日から同年 10 月 1 日まで
③ 平成 7 年 10 月 1 日から 10 年 5 月 9 日まで

私は、昭和 58 年 10 月頃に A 社に入社してから平成 10 年 5 月に退社するまで、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者記録が無い。

また、平成 7 年 10 月 1 日以降のオンライン記録上の標準報酬月額が、実際にもらっていた給与より少ないので、調べてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、A 社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、A 社及び同社の関連会社である B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人を含め、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和 61 年 1 月 31 日。以下「全喪日」という。）に被保険者資格を喪失したとされている 75 人のうち 62 人が、B 社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 61 年 6 月 1 日に、同社において資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、i) 全喪日の後の昭和 61 年 2 月 24 日及び同年 3 月 18 日に同社において健康保険証の再交付を受けている者、ii) 同年 3 月 3 日に受け付けられた同年 3 月 2 日付けの被保険者資格の取得届が、後に取り消されている者、iii) 同年 2 月 21 日、同年 3 月 8 日及び同年 4 月 1 日に被保険者資格を喪失し、当該資格喪失日が全喪日と同日の同年 1 月 31 日へと訂正されている者が複数確認でき、当該被保険者名簿には、これらの取消又は訂正の処理が行われた日付の記載は無いものの、全喪日より後に行われたものと推認できる。

また、申立人に係る雇用保険の加入記録、複数の同僚の記憶及び A 社に係る商業登記簿謄本によれば、同社は、申立期間①においても法人格を有し、適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所において、遡って同社が適用事業所でなくなったとする処理及び申立人を含む被保険者の資格喪失処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 61 年 1 月 31 日に資格喪失した旨の処理は有効なものとは認められず、申立人の A 社における資格喪失日は、申立人の B 社における資格取得日と同日の同年 6 月 1 日であると認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、A 社における昭和 60 年 12 月の社会保険事務所の記録から、26 万円とすることが妥当である。

申立期間②については、申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、A 社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立期間②当時、A 社に勤務していた者は、関連会社の B 社において厚生年金保険被保険者となっているところ、申立人に係るオンライン記録

によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年8月21日）の後の平成7年10月5日に、申立人が同社において同年7月31日に資格喪失した旨の処理及び同年10月1日の標準報酬月額の時決定の取消処理が行われたことが確認できる上、同僚77人についても、同年10月5日又は同年10月6日に、申立人と同様、同年7月31日に資格喪失した旨の処理及び同年10月1日の標準報酬月額の時決定の取消処理が行われたことが確認できる。

しかしながら、B社に係る商業登記簿謄本によれば、同社は、申立期間②においても法人格を有し、適用事業所の要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所において、同社が適用事業所でなくなったとする処理、前述の資格喪失処理及び標準報酬月額の取消処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成7年7月31日に資格喪失した旨の処理は有効なものとは認められず、申立人のB社における資格喪失日は、申立人のA社における資格取得日と同日の同年10月1日であると認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のB社における取消前のオンライン記録から、24万円とすることが妥当である。

申立期間③のうち、平成7年10月1日から9年10月1日までの期間については、申立人に係るオンライン記録によれば、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、申立人が主張するとおり、24万円と記録されていたところ、同年4月18日に、7年10月1日に遡って9万2,000円に引き下げられていることが確認できる上、同僚31人の標準報酬月額も、申立人と同様、9年4月18日に、当該同僚が被保険者資格を取得した日に遡って9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社の当時の事業主に照会を行ったところ、回答を得ることはできなかったものの、複数の同僚の証言から、当時、同社は、厚生年金保険料の納付に苦慮していたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、平成9年4月18日に行われた遡及訂正処理は事実即したのものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は見当たらず、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の7年10月1日から9年10月1日までの期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、24万円に訂正することが必要である。

なお、申立期間③のうち、平成9年10月1日から10年5月9日までの期間の標準報酬月額は、前述の遡及訂正処理が行われた日以降の最初の時決定（平成9年10月1日）において9万2,000円と記録されているところ、当該記録については、前述の遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事

情は見当たらないことから、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立期間③のうち、平成9年10月1日から10年5月9日までの期間については、A社において、申立人と同様に前述の標準報酬月額の遡及訂正処理が行われた同僚の所持する給与明細書によれば、当該期間のオンライン記録上の標準報酬月額は、当該給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（訂正前に記録されていた平成8年10月の標準報酬月額と同額）より低いことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③のうち、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た申立人の平成8年10月から9年9月までの標準報酬月額から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 3 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 3 月から 56 年 3 月まで

私は、勤務先を退職し、昭和 53 年 3 月に国民年金に加入することになった。当時、居住していた A 県 B 市から郵送された納付書を使い、毎月、郵便局で国民年金保険料を納付していたので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に居住していたとする A 県 B 市において、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できない上、C 市及び D 市が作成した国民年金被保険者名簿並びに申立人に係る特殊台帳にはいずれも、申立人は、昭和 56 年 4 月 1 日に国民年金に加入したことが記載されており、申立期間は未加入期間として処理されていることが確認できることから、国民年金保険料の納付書は発行されず、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 56 年 4 月頃に払い出されていることが確認できることから、申立人は、この頃国民年金の加入手続を行ったものと考えられるところ、申立期間直後の同年 4 月の国民年金保険料は、同年 11 月 25 日に納付されたことが確認でき、この時点で、申立期間の一部の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島厚生年金 事案 1026

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月頃から42年2月頃まで

私は、昭和41年2月頃から1年間ほどA社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していたことは間違いないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の記憶から、申立人は、期間は特定できないものの、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の事業主に照会しても、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

また、申立人は、一緒に勤務していたとする義弟以外の同僚の氏名を記憶していないことから、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間に同社において厚生年金保険被保険者であったことが確認できる数十人の者に照会しても、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

さらに、前述の義弟についても、A社における厚生年金保険被保険者記録は確認できないところ、当該義弟は、「社会保険には加入せずに勤務していた。」と述べており、同僚の一人も、「入社してからしばらくの間は社会保険に加入していなかった。当時は、勤務している者全員を社会保険に加入させる会社ではなかった。」と述べていることから、当時、同社では、必ずしも全ての従業員について被保険者資格を取得させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は

定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。